平成 29 年度　各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議　事務局　（そら）

テーマ	同行援護従事者養成研修について
概要 （課題となるポイント）	同行援護従事者等の取り扱いにおいて、平成 30 年 3 月 31 日には経過措置が終了し、資格要件が変更されることになっている。ﾍﾙﾊﾟｰが研修を受けられないことで同行援護サービスに従事するﾍﾙﾊﾟｰがさらに減少し、視覚障害者の自立した日常生活や社会生活の機会が確保できない。
詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ	同行援護ｻｰﾋﾞｽ事業所からの相談事例 ・　来年度の制度改正に向けて、同行援護サービス提供が難しくならないよう同行援護従事者養成研修を受講させたいが、応募しても全て落選し来年度のサービス提供時間数が減少してしまう。 ・　視覚障害者から、ｻｰﾋﾞｽ利用希望があるが資格取得できず対応できない。 ・　養成研修案内の情報提供が研修開催 2～3 か月前にならないと得られないため、事業所としては業務の予定が立て難い。 ・　受講者選定理由が「申込み書の記入書体が汚い」ことを上げられており、現状の視覚障害者の需要状況に応じた人数確保ができない。 ・　従事者の年齢が上がってきているため、若年世代の視覚障害者に対してサービス提供ができなくなる可能性がある。
事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握	・清水区内の同行援護サービス事業所が、同行援護従事者をどの程度確保しているかアンケート調査を実施。その後の受講状況も調査することで、視覚障害者の日常生活に支障を来さないよう提言していく。 ＊清水区内 8 事業所へ受講状況調査実施（H30 年 1 月） 応募実施事業所 5 事業所。受講可能となったのは 1 事業所の 2 名。 3 事業所は、同行援護サービス提供を断念。
解決策や今後の方針	視覚障害者の自立した日常生活や社会生活の妨げとならないように、現状と想定される需要を調査し、同行援護従事者養成研修の機会を増やし提供可能なﾍﾙﾊﾟｰを確保できるように行政へ求めていく。